

第 1 回県中央交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会 議 事 概 要

平成 21 年 12 月 14 日 (月)
10:00 ~ 12:00
厚木市勤労福祉センター

・協議会の設立手続き

「県中央交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱」の承認

- ・県中央交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会設立準備会の会田神奈川県タクシー協会専務理事による要綱説明を受け、構成員満場一致により要綱を承認。

構成員の紹介

- ・会田神奈川県タクシー協会専務理事より、要綱にしたがって構成員を紹介。

会長選出

- ・構成員の互選により石橋神奈川運輸支局長を会長に選出。

・第 1 回県中央交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会

1. 開会

2. 会長挨拶

石橋会長

- ・タクシー事業は 14 年 2 月以前は新規参入は免許制であり、需給調整規制が行われ、運賃については認可制であった。14 年 2 月の道路運送法の改正により免許制から許可制となり、運賃も上限認可制となった。
- ・しかし、バブル崩壊以降の需要が低下する状況での規制緩和であり、新規参入等により車両台数は増加し運賃競争が激化、タクシーの一台あたりの売り上げも落ち込んだ。
- ・こうしたことから地域によっては、事業者の収益基盤の悪化に伴うタクシー運転者の労働条件の悪化や交通事故件数の増加、サービス水準の低下、交通渋滞による環境問題等の諸問題が発生している。
- ・このようなことを背景に、20 年 2 月から「交通政策審議会」に「タクシー事業を巡る諸問題に関する検討WG」が設置され、この答申を踏まえて先般の国会に法案が提出なされ、衆参両議院において全会一致で可決し、10 月 1 日より「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」が施行された。
- ・これに基づき、全国で 141 の交通圏が特定地域として指定。関東地方においては 25 交通圏、神奈川県は全ての交通圏である 4 交通圏が特定地域として指定さ

れた。つい最近においては、隣県の静岡県内の伊豆交通圏が12月10日に新たに指定され、142の交通圏となったところ。

- ・京浜交通圏において、タクシーが地域公共交通機関としての機能を発揮できるために、皆様のお力とお知恵をお借りしたい。

3. 事務局長指名

- ・石橋会長の指名により構成員である神奈川県タクシー協会 大野協会長を事務局長に選出。

4. 議事

事務局より、協議会の目的、タクシー事業の現況等、地域計画及・構造改善計画及び適正と考えられる車両数について資料2・3・4を一括して説明

委員	・資料4の適正と考えられる車両数について、資料に示された車両数は法人タクシーのみか。個人タクシーは含んでいないのか。
事務局	・制度上法人タクシーのみである。個人タクシーは1人1車制で、車両を増やすことができない面もあるため。
委員	・資料2 P 18の苦情内容で交通マナーが挙げられているが、公道での待機列についての苦情があれば次回示していただきたい。 ・資料3の構造改善計画について申し上げたい。 ・低公害車両への代替え等の促進となっているが、現時点での車両数の割合を教えてください。 ・ドライブレコーダー導入の促進については、事故防止の観点から感謝申し上げますとともに、更に促進いただきたい。 ・違法駐車対策の記述がないので、ショットガンシステムの導入等何かしら対策が必要ではないか。
事務局	・資料3については主なものを記載しているが、全てを記載しているではなく、あくまで、委員の皆さんが地域計画を策定いただく上での協議の参考としたもの。現に取り組んでいることもあり、御意見等も踏まえ協議していきたい。
事務局長	・低公害車の導入について、低公害LPG車、ハイブリット車の導入を進めている。また、法人協会に対して神奈川県知事より電気自動車の導入要請があり協会として検討している。
委員	・資料2のP9の事業運営面における運転者欄の記載が、本来記載される内容の文言から削除されてしまっているのではないか。

- | | |
|-----|---|
| 事務局 | ・おそらく印刷の際の不具合だと思われる。正しくは「・運転者の選任に当たっての諸規制（研修の義務付けなど）」であり、追記いただきたい。 |
| 委員 | ・当市では現在、タクシー事業者の協力を得て乗合タクシーの運行を行っている。各地において路線バスが赤字により撤退等の問題が発生している。今後その確保策の一つとして乗合タクシーの活用について協議会で検討していく必要があるのではないか。 |
| 事務局 | ・乗合タクシーを実証実験で行う場合には一般乗用旅客自動車運送事業の乗合旅客運送、本格的に運行する場合は一般乗合旅客自動車運送事業といったことになる。地域計画に記載するかどうかはこれからの話だが、導入前には事業者と調整を図っていくことを認識して欲しい。 |

5. 閉会

石橋会長

今回は地域計画の骨子を事務局から示してもらい議論していきたい。

本日は、貴重な意見ありがとうございます。今後とも宜しく願いたい。

（配布資料）

議事次第

委員名簿

配席図

資料1 県央交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱（案）

資料2 県央交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会冊子

資料3 特定特別監視地域におけるタクシー事業構造改善計画（県央交通圏）

資料4 適正と考えられる県央交通圏の車両数について